わくわくレンタカー那覇空港店 貸渡約款細則

2026年11月24日施行

第 1 章 総 則

第 1 条（目的）

1 この細則は、株式会社ケイズモビリティ（以下「当社」という）の貸渡約款（以下「約款」という）第 1 条第 3 項に基づき、約款の実施に関し必要な事項を定めるものです。

2 この細則及び別表に定める金額は、特に記載がない限り消費税を含む金額とします。

3 この細則は、わくわくレンタカー那覇空港店の貸渡しにのみ適用します。

第 2 章 料 金

第 2 条（基本料金）

1 基本料金は、別表1に定めるとおりとします。

2 貸渡料金は、契約期間に基づいた料金を貸渡し前にお支払いいただきます。

3 1 ヶ月プランは 30 日間の契約とします。各プランを組み合わせて貸出期間を選択することができます。（例：10 日間の契約＝1 週間プラン×1＋24 時間プラン×3）

4 貸渡期間が当社の指定するハイシーズンに1日でもかかる場合、又は当日予約の場合は、当該貸渡期間に別表1のハイシーズン・当日料金を適用します。ハイシーズンの対象期間は、当社が予約前に表示します。

5 長期の契約は事前にご相談ください。契約後のプラン変更はできません。

6 貸渡開始日時は出発日が予約日から180日先までの範囲でお申し込みいただけます。営業時間は9:00〜19:00とします。

7 当日のご予約は公式ウェブサイトで受け付けず、空車がある場合に限り日本語の電話で受け付けます。英語・繁体字の予約では当日予約を受け付けず、お支払いは現地でのクレジットカード決済のみとします。英語・繁体字の予約の変更は、取車日の前日19:00（日本時間）までに英語のメールでご連絡ください。

8 23歳未満の方、運転免許取得から1年未満の方及び仮運転免許の方には貸渡しを行いません。

第 3 条（オプション料金）

1 オプション（付属品及び補償制度）の料金は、別表 2 に定めるとおりとします。

第 4 条（予約取消手数料）

1 約款第4条第4項の予約取消手数料は、次のとおりとします。基本料金に補償料・付属品料金は含みません。

(1) 利用の3日前まで 無料

(2) 利用の2日前 基本料金の30%

(3) 利用の前日及び当日 基本料金の100%

2 事前の連絡なく予約した借受開始時刻から1時間以上経過し、約款第4条第2項により予約取消しとなった場合は、当日の予約取消しとして前項第3号を適用します。

3 営業所の営業時間外にいただいた取消しのご連絡は、翌営業日の取扱いとします。

第 5 条（超過料金及び無断超過料金）

1 約款第 22 条の超過料金は、該当する車種クラスの 24 時間の基本料金と同額を、24 時間ごとに申し受けます。24 時間に満たない超過も 24時間として計算します。

2 契約に含まれるオプションを超過して利用された場合の超過料金は、当該オプションの 24 時間の料金と同額を、24 時間ごとに申し受けます。

3 約款第 22 条第 2 項の無断超過料金（違約料）は、前 2 項の超過料金の 3 倍に相当する額とします。

4 別表 1 に基本料金の定めがない車種クラスについては、24 時間の基本料金を 24 時間あたりの超過料金とします。

5 当社の承諾を得ることなく契約満了日を超過した場合は、約款及びこの細則の違反となり、自動車保険及び補償制度の適用ができなくなります。

第 6 条（契約更新）

契約の更新を希望される場合は、契約満了日までに営業所へご連絡いただき、当社の承諾を得たうえで貸渡料金を事前にお支払いいただくことにより、原則同一条件で契約を更新するものとします。

第 7 条（同意解約手数料）

1 約款第 33 条第 2 項の解約手数料は、次の算式により算出します。解約手数料 ＝ ｛（予定借受期間に対応する基本料金）－（貸渡しから返還までの期間に対応する基本料金）｝× 50%

2 24 時間以内のプランで契約された場合において、24 時間を経過する前に返還されたときは、既にお支払いいただいた貸渡料金は返金しないものとします。

第 8 条（給油代行手数料）

1 約款第 21 条の 2 第 2 項の給油代行手数料は、別表 3 に定めるとおりとします。

2 燃料は満タンで貸渡しますので、満タンで返還してください。給油所の指定がある場合は、指定の給油所で満タンにしてください。最後に給油された際のレシート又は領収書を担当者にご提示ください。

第 9 条（走行距離制限）

1 レンタカーには、次の走行距離制限を設けます。

(1) 24 時間 300km

(2) 1 週間（7 日間） 1,500km

(3) 1 ヶ月（30 日間） 3,000km

2 前項の制限を超えて走行された場合は、1km あたり 11 円の追加料金を申し受けます。

第 3 章 保険及び補償

第 10 条（保険及び補償の内容）

1 約款第 31 条第 1 項の保険及び補償の内容は、次のとおりです。自動車保険料は基本料金に含まれています。

(1) 対人補償（他人を死傷させたとき） 1 名につき無制限／免責額なし

(2) 対物補償（他人の車や物に損害を与えたとき） 1 事故につき無制限／免責額 50,000 円

(3) 人身傷害補償（搭乗者が死傷されたとき） 1 名につき 3,000 万円／免責額なし

(4) 車両補償（レンタカーが損傷、盗難されたとき） 1 事故につき車両時価額まで／免責額は、自走返却可能な場合 50,000 円、自走返却不可の場合 100,000 円

2 前項の「自走返却不可」とは、自力で走行できない状態、又は道路交通法上運転してはならない状態をいいます。

3 損害保険会社の約款の免責事由に該当する事故、及び警察の事故証明書が取得できない場合の損害については、借受人の負担とします。

第 11 条（免責補償制度・CDW）

1 約款第 31 条の 2 第 1 項の事故免責補償制度（CDW）にご加入いただくと、前条第 1 項の免責額（お客様負担額）のお支払いが免除されます。免責補償料は、貸渡期間に応じ別表 2 に定めるとおりとします。

2 NOC（ノンオペレーションチャージ）及びレッカー料金は免除されません。

3 CDW は次の条件によります。

(1) 貸渡手続きの完了後の加入及び解約はできません。

(2) 貸渡契約者本人のみに適用されます。複数人が運転される場合は、貸渡契約時に運転者全員分の加入申込みが必要です。

(3) 同一の貸渡期間中に複数回の事故が発生した場合は、初回の事故のみに適用します。

4 次のいずれかに該当する方は、CDW にご加入いただけません。

(1) 自動車運転免許を取得して 1 年未満の方

(2) 23 歳未満又は 70 歳以上の方

(3) 過去に当社又は他のレンタカー事業者のレンタカーで事故を起こされた方

(4) その他、当社が不適当と判断した場合

第 12 条（NOC 及び NOC 免責補償制度）

1 約款第 30 条第 2 項の NOC（ノンオペレーションチャージ）は、事故、盗難、故障、汚損、車両の損害、シートの焦げ跡等が発生し、レンタカーの修理又は清掃が必要となった場合の営業補償の一部として、次のとおり申し受けます。

(1) レンタカーを自走により当社に返還された場合 30,000 円

(2) レンタカーを自走により返還できなかった場合 50,000 円

2 約款第 31 条の 2 第 2 項の NOC 免責補償制度にご加入いただくと、前項の NOC が免除されます。NOC 免責補償料は、貸渡期間に応じ別表 2に定めるとおりとします。

3 NOC 免責補償制度は、CDW への加入の有無にかかわらずご加入いただけます。加入及び適用の条件は、前条第 3 項及び第 4 項を準用します。

第 13 条（重過失事故等の取扱い）

1 重大な過失により事故を発生させた場合には、CDW 及び NOC 免責補償制度の適用を除外したうえ、対物免責金、車両免責金及び NOC に加え、重過失違約金 200,000 円を申し受けます。

2 前項の重大な過失には、次のものを含みます。

(1) 居眠り運転

(2) 30km/h 以上の速度超過

(3) 過労運転

(4) 病気及び薬物の影響その他の理由により正常な運転ができないおそれがある状態での運転

(5) あおり運転

(6) 故意による事故

(7) その他故意と同視し得る重大な過失による事故

3 当社が加入する損害保険会社より借受人又は運転者の過失割合が100%と認定された場合は、著しい過失の事故として、CDW の適用外とします。

4 当社が加入する損害保険会社より借受人又は運転者の過失割合が 0%と認められた場合は、一部の例外を除き、対物免責金、車両免責金及びNOC の支払いを免除します。

第 14 条（保険及び補償制度が適用されない場合）

次のいずれかに該当する場合、保険及び補償制度は適用されません。

(1) 事故発生時に、警察及び営業所への連絡等の所定の手続きがなかった場合

(2) 約款又はこの細則に違反している場合（違法駐車に起因した損害、無断延長及び料金未払い、貸渡契約書に記載された運転者以外の運転、又貸し、無断での示談交渉、各種テスト・競技への使用、他車のけん引又は後押しへの使用等）

(3) 当社が締結する損害保険の免責事由に該当する場合（故意による事故、ホイールキャップ又は鍵の紛失、借受人が所有・使用・管理する財物の損害等）

(4) 使用・管理上の落ち度があった場合（キーをつけたまま又は施錠せずに駐車し盗難にあった場合、使用方法が劣悪なため生じた車体等の損傷又は腐食、車内装備の汚損・破損、タイヤチェーン・キャリア・チャ

イルドシートの取付け又は装着の不備による損害、維持管理された車道以外を走行した場合の事故及び車両損害、給油時の燃料種別間違いにより生じた損害、点検整備を怠ったことにより生じた損害等）

※ 走行中のパンクによるタイヤの修理・交換については、原則として借受人のご負担となります。

第 4 章 違約金及び費用負担

第 15 条（違約金及び実費負担）

次の場合には、それぞれに定める違約金又は実費を申し受けます。

(1) 犬、猫その他のペットの同乗が発覚した場合（ケージ等での同乗を含む） 違約金 100,000 円＋NOC

(2) 禁煙車両での喫煙が発覚した場合 違約金 50,000 円＋NOC

(3) 通常の使用以外の汚損・臭気により営業上利用できなくなった場合 清掃又は原状回復に要した実費＋NOC

(4) 鍵を紛失した場合 通常の鍵 5,500 円、スマートキー等の特殊な鍵は実費

(5) オプション品、車両付属品、車内装備を破損した場合 実費＋NOC

(6) 無断で返還場所以外に返還した場合（約款第 23 条第 2 項） 回送費用の 3 倍に相当する額

(7) 駐車違反の違反処理を返却までに行わなかった場合（約款第 17 条第 5 項第 2 号） 駐車違反違約金 25,000 円駐車違反違約金は、違反処理の完了を確認したうえで返金します。速やかに違反処理を行ってください。

第 16 条（立替金の事務手数料）

約款第 14 条の 2 第 3 項の事務手数料は、1 件につき 1,100 円とします。

第 17 条（レッカー及びロードサービス）

1 事故・故障等によりけん引又は車両搬送が必要になった場合は、当社が契約する損害保険会社及びロードサービス会社等の補償範囲内で対応します。当該補償範囲を超えるけん引及び車両搬送に要する費用は、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、事故・故障等の原因にかかわらず借受人の実費負担とします。

2 バッテリー交換、ジャンピング、タイヤ交換、パンク修理、ガス欠、脱輪その他の応急対応に要する費用は、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、借受人の負担とします。

3 事故・故障が発生した場所からの借受人、運転者及び同乗者の移動に要する費用は、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、借受人の負担とします。

4 営業所から直線距離で 50km 以上離れた場所での事故・故障については、原則として、代車のお届け、車両入替等のサービスの対象外とします。この場合は、借受人の責任と負担で対応していただきます。

第 18 条（レンタカーの保管場所）

契約期間中のレンタカーの保管場所は、借受人ご自身で確保してください。第三者の私有地又は有料駐車区画に放置された場合は、借受人ご自身で速やかに車両を移動していただきます。当社が移動した場合は、これに要した費用の全額を申し受けます。

第 19 条（長期貸渡時の点検整備）

1 約款第 15 条第 3 項に基づき、契約期間が 30 日を超える場合は、走行距離 5,000km 毎又は 3 か月毎に、オイル交換、オイルフィルター交換（必要に応じて）、バッテリー電圧チェック、消耗品交換等の所定の整備を実施します。

2 あらかじめ営業所へご連絡いただいた場合、原則として整備費用のご負担はありません。営業所の業務状況により、来店日時を指定させていただくこと、又は車両を入れ替えさせていただくことがあります。事前のご連絡がない場合の整備については、借受人のご負担となることがあります。

3 メーターパネル付近の警告灯の点灯、異音、異臭等があった場合は、速やかに走行を停止し、営業所へご連絡ください。これを怠ったことによる故障及び事故については、修理代金の全額を借受人にご負担いただきます。

第 20 条（レンタカーの強制引揚げ）

1 次のいずれかに該当する場合、当社はレンタカーを強制的に引き揚げることがあります。この場合、借受人は、引揚げの日までの超過料金及び違約料並びに引揚げに要した費用をお支払いいただきます。

(1) 契約満了日までに車両の返却がなかった場合

(2) 料金の支払いが確認できなかった場合

(3) 道路交通法の違反に対する罰則等の処理が済んでいない場合

(4) 連絡先等の変更の届出がなかった場合

2 引き揚げた車両に積載されていた物品は、引揚げから 24 時間は車両内で保管し、その後保管場所に移動して 7 日間保管します。この間に引取りの申出がない場合は、約款第 21 条第 3 項に従い取り扱います。

3 借受期間の満了後 7 日間以上借受人と連絡がつかない場合は、約款第24 条の不返還として取り扱い、前 2 項の費用に加え、車体本体価格（時価）を申し受けます。ただし、連絡ができなかったことについて正当な理由がある場合は、この限りではありません。

第 5 章 雑 則

第 21 条（クレジットカード決済）

クレジットカードでお支払いいただく場合、予約時又は出発時に有効なクレジットカード情報を登録していただきます。次に該当する場合、当社が当該クレジットカードから相当額を引き落とすことに、あらかじめご承諾いただきます。

(1) 予約取消手数料

(2) 約款及びこの細則に定める料金の支払いが滞った場合

(3) その他、借受人又は運転者の行為により当社が損害を被った場合

第 22 条（個人情報に関する請求の窓口）

約款第 25 条第 4 項の請求（利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加又は削除、利用停止、消去及び第三者提供の停止、第三者提供記録の開示）は、次の窓口で受け付けます。株式会社ケイズモビリティ 個人情報お問合せ窓口個人情報保護管理者 メール：contact@ks-japan.net

第 23 条（細則の変更）

この細則の変更は、約款第 39 条に定めるところによります。

別表1 基本料金表（円・税込）

クラス	代表車種	通常24時間	通常7日	通常30日	繁忙・当日24時間	繁忙・当日7日	繁忙・当日30日
CA	ヴィッツ・フィット・マーチ	3,880	15,520	62,080	4,880	24,400	73,200
CB	インプレッサ・ティーダ	3,980	15,920	63,680	4,980	24,900	74,700
VA	フリード・シエンタ	4,980	19,920	79,680	5,980	29,900	89,700
VB	ヴォクシー・セレナ・ステップワゴン	5,980	23,920	95,680	6,980	34,900	104,700
VC	アルファード・ヴェルファイア	6,980	27,920	111,680	7,980	39,900	119,700
OP	ロードスター	6,980	27,920	111,680	7,980	39,900	119,700

※ 利用期間がハイシーズンに1日でもかかる場合及び当日予約の料金は、第2条第4項によります。

別表2－1 付属品料金（円・税込）

付属品	24時間当たり	同一貸渡期間の上限
ETC車載器	500	2,000（4日以上）
ベビーシート	500	3,000（6日以上）
チャイルドシート	500	3,000（6日以上）
ジュニアシート	500	3,000（6日以上）

※ 付属品は貸渡期間を24時間単位で数え、24時間に満たない端数は切り上げます。ETCカードは借受人にてご用意ください。

別表2－2 免責補償料及びNOC免責補償料（円・税込）

貸渡期間（暦日）	免責補償料（CDW）	NOC免責補償料
1日	1,100	1,100
2日	2,200	2,200
3日	3,300	3,300
4日	4,400	4,400
5日	5,500	5,500
6日	6,600	6,600
7日	7,700	7,700
8日	8,800	8,800
9日	9,900	9,900
10日以上	11,000	11,000

※ 貸渡開始日と返還日を含む暦日ごとに各1,100円を加算し、同一貸渡期間の10日以上は各11,000円を上限とします。

別表3 給油代行手数料（円・税込）

区分	燃料計 半分以上	燃料計 半分以下
軽自動車	3,300	6,600
普通自動車	4,950	9,900
輸入車	6,600	13,200

附則

1 この細則は、2026年11月24日午前0時（日本時間）から施行し、同日時以降に確定したわくわくレンタカー那覇空港店の新規予約に適用します。

2 施行日前に確定した予約及び締結済みの貸渡契約には、予約確定時又は契約締結時に案内し合意した条件を適用し、不利益な変更をさかのぼって適用しません。貸渡料金の改定については約款第10条第4項に従います。

株式会社ケイズモビリティ